

伊勢青色申告会会則

(目的)

第1条 本会は青色申告を基礎として、税務、経理及び経営の調査研究並びに指導を行うと共に、青色申告者の公平な世論を結集して、その実現に努め、以って納税に協力し併せて企業経営の合理化と、わが国の経済の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、伊勢青色申告会と称する。

(地区)

第3条 本会の地区は伊勢税務署管内と同一とし、伊勢市内の地域を本部地区、その他の地域を支部地区とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、伊勢市岩渕1丁目7番17号伊勢商工会議所内2階に置き、必要に応じ便宜の地に支部を設けることができる。

(事業)

第5条 (1)本会は目的を達成するため次の事業を行う。
1. 税務、経理及び経営に関し、指導啓発ならびに宣伝を行うこと。
2. 税務、経理及び経営に関し、調査を行い、資料を収集し、これらを刊行し、又情報を提出すること。
3. 青色申告者としての意見を公表し、議会又は適当な行政庁等に届出ること。
4. 会員相互の親睦及び福利厚生を図ること。
5. 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。
(2)前各号のうち税理士法に定めるものについては、税理士に委嘱してこれを行う。

(会員の資格)

第6条 (1)本会の会員は、個人の青色申告者並びに青色申告をしようとする者及びその家族と本会の目的に賛同する者とする。
(2)本会の会員は、正会員又は賛助会員と称し、法人会員は賛助会員とする。

(加入)

第7条 本会に加入を希望する者は、本会所定の加入申込書によって入会を申込まねばならない。

(会費)

第8条 (1)本会の会費は年額15,000円とする。但し1世帯で2名以上の会員事業所は2人目からは会費を10,000円とし、入会金は徴収しない。
(2)支部地域の会員が納付する会費は別に定める。
(3)特別な事業に要した経費については、臨時に会費を徴収することができる。

(会員権の停止)

第9条 会費の滞納四期分に及ぶ会員ならびに本会の目的に反する会員に対しては、役員会の議を経て会員権を停止又は除名することができる。

(退 会)

第10条 退会を希望する会員は、本会所定の退会の届出をしなければならない。

(会 議)

第11条 (1) 本会の会議を分けて、総会と役員会とする。
(2) 総会は通常総会と、臨時総会とに分けて、通常総会は年一回これを招集し、臨時総会は随時会長これを招集する。
(3) 役員会は随時会長これを招集する。
(4) 総会及び役員会の議長は会長これに当たる。

(役員の数)

第12条 本会に次の役員を置く

会	長	1	名
副	会 長	若干	名
相	談 役	若干	名
理	事	若干	名
監	事	3	名

(役員を選任)

第13条 (1) 理事、監事は総会において、正会員中よりこれを選任する。
(2) 会長及び副会長は理事の互選によりこれを選任する。

(役員職務)

第14条 (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
(3) 理事は会務を分掌する。
(4) 監事は会計を監査する。

(役員任期)

第15条 (1) 理事の任期は就任後第三回目の通常総会までとし、監事の任期は、理事の任期と同一とする。但し、再任を妨げない。
(2) 補欠または増員によって選任された役員任期は現任者と同時に満了するものとする。

(顧問及び参与)

第16条 役員会の議決を以って、本会に顧問、参与を置くことができる。

(事 務 局)

第17条 (1) 本会の事務を処理するために事務局を置く
(2) 事務局に必要な事項については役員会において別にこれを定める。

(事業年度と決算期)

第18条 本会の事業年度は毎年4月1日より3月31日までとし、毎年3月31日を以って決算を行う。

(経費)

第19条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入を以ってこれに充てる。

(決算関係書類の提出)

第20条 本会の決算は総会の承認を要する。

(解散)

第21条 本会は総会の決議を以って解散する。

(清算)

第22条 (1) 本会が解散したときは理事が清算人となる。
(2) 清算人は解散の日より3ヶ月以内に清算を終了し、総会に報告し承認を求めなければならない。

(会則の変更)

第23条 本会則の変更は総会の決議による。

(規定外事項の処理)

第24条 本会則に規定しない事項については、役員会に於いてこれを定める。